

令和7年度若手寿司職人育成チャレンジショップ「寿司挑（すしちやれ）」
企画運営業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度若手寿司職人育成チャレンジショップ「寿司挑（すしちやれ）」企画運営業務

2 委託業務の趣旨・目的

県内の寿司店を就職先とすることに関心のある求職者を本県へ呼び込む「寿司職人お試し就職支援事業（※）」に参画し、県内で寿司職人を目指す若手寿司職人や参画店舗等において修業をしている若手寿司職人等を対象とし、技術の習得・向上を目的に、人材育成・実践的なチャレンジの場として一般客の方に富山の魚を使った寿司を販売する場を設けるもの

（※）実際の富山での暮らしを体験しながら、後継者を求める県内寿司店で短期就業体験（最短30日間、最大3ヶ月）をするもの。

<https://www.pref.toyama.jp/102104/zinzaiikusei.html>

（※）令和7年度対象参画店舗は下記のとおり（今後参画店の追加の可能性あり）

- ・浪花鮨（富山大和店）（富山市）
- ・「銀兆」富山総曲輪店、高岡桐木町店（富山市、高岡市）
- ・鮨 順風満帆（富山市）
- ・廻転とやま鮨富山駅前店本館（富山市）
- ・回転寿司とらふぐ（富山市）
- ・廻鮮氷見前寿し（氷見市）
- ・「氷見回転寿司粋鮨」高岡店、富山店（富山市、高岡市）

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

4 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、富山県と協議の上、実施すること。

（1）イベントの実施

① 開催日程

- ・委託期間（令和8年3月まで）の間に、複数回（目安：4回程度）実施すること。
- ・複数回の実施方法は、集客効果も重視して提案すること（例：1カ月間、毎週末に実施 など）

※実際の開催時期・日程（時間含）については「寿司職人お試し就職支援事業」の

各店舗における寿司職人の受け入れ状況等を鑑みながら、若手寿司職人、寿司店、富山県と調整し、決定するもの

② 開催場所

来場者がアクセスしやすく、参画する寿司店においても、アクセスしやすい適切な場所を提案すること

③ イベント参画寿司店について

令和7年度寿司職人お試し就職支援事業」参画店舗等から希望を募り、県と調整のうえ、参画寿司店を決定する

④ 内 容

県内で寿司職人を目指す若手寿司職人が一般客の方（県内・県外在住を問わない）に寿司を販売するもの

※販売利益の取り扱いについての基本的な考え方は下記のとおりです。

・当日の売上金は、食材費等に充てることとする。（食材等は、寿司店が調達・負担する。）

区分	業務の内容
設営・撤去業務	(1)会場の設営及び撤去に関するすべての業務 (寿司販売ブース、会場内外サインの設置等)
企画・運営業務	次に掲げる事項に関する業務 (1) 食品営業許可等イベント実施に係る必要な申請手続きや必要な設備の手配等に関するすべての業務 (申請に係る手数料も委託費の中から捻出すること) ※受託会社において「食品衛生責任者」を設置すること。 ※給水設備においては、水道管直結とし、タンク不可とする。 (2) イベント実施に係る寿司職人、寿司店との各種調整 ・寿司店との提供メニュー（富山の魚を使った寿司等）の調整等も委託費の中に含む (3) 会場の美化・清掃 (4) スタッフの配置 ・会場スタッフ等の配置や寿司職人人件費の支払い等も含むこと。 ※寿司職人人件費については、各寿司店の給与基準を目安に各寿司店と調整いただくこととなります。 https://www.pref.toyama.jp/102104/zinzaikusei.html (5) その他イベント全体の企画

	<ul style="list-style-type: none"> ・提供数や食材の在庫管理・調整がしやすい方法を提案すること。 ・イベント全体のプランニング、計画に係る企画設計業務を行い、会場の設営及び撤収、その他運営マニュアル、シナリオ作成を行うこと。 <p>(6) 「寿司といえば、富山」のPR等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本イベントを通し、「寿司といえば、富山」ブランディングプロジェクトのPRを行い、「寿司といえば、富山」の認知度を向上させることができるような提案をすること ・本イベントを通し、参加する若手寿司職人が、技術の習得・向上を図り、人材育成の場となるよう工夫すること
広報業務	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントへの集客に効果的な広報手段を提案すること。

(2) 報告書

- ・業務完了後、実績報告書を提出すること。
- ・参画した若手寿司職人、寿司店へ事業実施後、ヒアリングを行い、本事業の効果検証等を報告書に含めること。

5 その他

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。
- (3) 事業の実施においては、県に対して緊密に進捗状況等を報告、確認すること。
- (4) 事業実施に係る業務全体の詳細な行程表を業務受託後 1 ヶ月以内に作成し、県と協議すること。
- (5) 本仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画にかかる業務についても、あわせて実施すること。
- (6) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に無い事項についても、新たな提案を妨げるものではないこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて富山県と協議し決定すること。